

合同講義の実施基準（B 課程）

合同講義*の実施は、認定看護師教育基準カリキュラムに基づき、以下のとおりとする。

* 合同講義とは、B 課程教育機関間で分野が異なる複数の課程が合同で集合研修を行うことをいう。

- 1) 共通科目は合同講義を認める。
 - ・ 講義・演習・実習いずれも可。
- 2) 認定看護分野専門科目で合同講義が実施可能な分野及び内容は、以下の通り。
 - (1) 実施可能な分野
 - ①がん関連分野
緩和ケア・がん放射線療法看護・がん薬物療法看護・乳がん看護
 - ②新生児・小児関連分野の共通学習内容
新生児集中ケア・小児プライマリケア
 - (2) 実施可能な内容
 - ①がん関連分野
認定看護師教育基準カリキュラムに「がん領域共通学習内容」と記載の以下の教科目
「がん看護学総論」「腫瘍学概論」「がんの医療サービスと社会資源」
 - ②新生児・小児関連分野
認定看護師教育基準カリキュラムに「小児領域共通学習内容」と記載の以下の教科目
「子どもの権利」「子どもの成長・発達」「子どもの家族の理解」
「社会資源と多職種連携」
- 3) 特定行為研修区分別科目は、同一科目の合同講義を認める。
 - ・ 講義・演習・実習いずれも可。ただし、患者に対する実技を行う実習を除く。
- 4) 統合演習は、ケースレポートの発表会の合同講義を認める。

詳細は、各分野の認定看護師教育基準カリキュラムを参照（以下、URL 参照）

URL：https://www.nurse.or.jp/nursing/qualification/vision/cn/cn_curriculum_b.html